

平成 29 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 請願・陳情に関する意見陳述について …………… 1
-

平成 29 年 10 月 6 日（金曜日）

経済企業委員会会議録

平成29年10月6日 金曜日

午後2時09分開議

午後2時24分閉議（実時間12分）

○本日の会議に付した案件

1. 請願・陳情に関する意見陳述について

- ・陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備についてに関する意見陳述の申し出

○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君
副委員長 西濱和博君
委員 亀田英雄君
委員 北園武広君
委員 庄野末藏君
委員 高山正夫君
委員 増田一喜君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 土田英雄君

（午後1時23分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日は、本委員会に付託されました陳情3件のうち、陳情第3号について、陳情者より意見陳述の申し出がっておりますことから、陳情者を本委員会に参考人として招致し、意見を述

べる機会を供与することについて御審議いただくものでございます。

・陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備についてに関する意見陳述について

○委員長（成松由紀夫君） それでは、陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備について、に係る意見陳述の申し出についてを議題といたします。

なお、本陳情の要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、御意見はありませんか。意見陳述の申し出のほうですね——、についての御意見はありませんか。

○委員（亀田英雄君） 意見陳述の件について、まあ、前回の議会で決めたこと——、この請願・陳情、話をしたい人はどうぞという話で決まったことですし、この話ば聞いてみれば、ユネスコ関係のことであるし、よう話ば聞いて審議する分にはなんも違和感はなかというふうに思うんですがね。せっかくの機会ですけん、話を聞いてみるのも、これはやぶさかでないというふうに考えます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

○委員（庄野末藏君） いま亀田委員の意見に、私も賛同して、せっかくの機会だから、内容をしっかり聞いて、そして審議したほうがいいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○副委員長（西濱和博君） まず今回、陳情が出されました内容をいま、朗読も含めて、私なりに中身をしっかり受け止めさせていただきました。非常に大事な御定義かなというふうに感じたところでございます。もちろん私個人としても、ここに記載のことについては、まだまだ知識も浅く、現場の状況も十分承知していない

ので、関係者のお話を伺うということ自体については、大事な事かなというふうに思いますが、ひとえに、私たちも改選後初めての委員会でもございますので、今後、種々の市内の管内視察あたりも考えていくことも大事かというふうに思います。例えばですけれども、御提案ですが、管内視察にあわせて当事者に、現地で実際にお話を伺いながら、私たちも現状をしっかりと認識すると、そういうあり方もひとつあるのかなというふうに思いますので、意見陳述の形にこだわらずとも、そういった考え方もいかがかということで、御提案したいと思います。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 意見陳述までは必要ないと。管内調査でどうですかということですね。

○副委員長（西濱和博君） あわせましてその時、現場でお話を聞いたほうが、より効果的かなと。認識も高まるかなというふうに思います。

以上です。

○委員（増田一喜君） 私もですね、いま見たところ。ほとんどここに、願意というの、わかるんじゃないかなと思いますけれども。この場所というの、ようわからんとですよ。どういうふうになっているのか。一度、視察ちゅうか、そういうふうなことやって、その時、細かく説明聞けるんじゃないかなという気がしているんですよ。だから、願意自体はこの文書から読み取れると思うので、あえて意見陳述を求めるという必要まではないのかなと。その前に管内視察あたりして、現場を見学させて、話を聞かせてもらえれば、それで事足りるような気がいたしております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。高山委員、北園委員、ありませんか。

○委員（高山正夫君） 私も特に異論はないんですけれども。実際、聞いてみたいのがですね、普段、誰でも立ち入れないということで、その見学者というのは、実際、どれくらいあるのか。

そのあたりはちょっと確認したいなという気があります。

○委員長（成松由紀夫君） ということは——意見陳述についての今日は協議ですから、そこまでは至らないちゅうことですか。（委員高山正夫君「至らないということですよ」と呼ぶ）

○委員（北園武広君） 自分も、八代第一中学校のほう、現場のほうは確認はしています。ただし、その出入りとかいう部分の中で、やっぱり現地を見に行つて、現場の中でお話を聞きながらっていったほうが、すんなり入ってくるんじゃないかなというふうには考えてます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） そうしますと……（委員亀田英雄君「委員長よかですか」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） 現地ば見るて言うばつてん。今度の11日に審議ばする話じゃなかですか。じゃあなら、継続ば前提にならんばそぎゃんたならんとじゃなかつてですか。今回、どげんするかって話ばせんばんでしょ。仮に審議未了になつちゅう——そら、あんのなかわけだいけん。だけん、今回の話じゃなかですか。今回、11日かな経済企業委員会。そんな時はなしだいけんが、後に視察つて言うたつてですよ、今回、どげんなるかわからんと——継続にすつて言うつてば申し合わせれば、それもありだろばつてんが。現地で話ば聞くつて話にゃならんでしょ。だけん、ここで継続にして……。小会ばよか。

○委員長（成松由紀夫君） 小会します。

（午後2時20分 小会）

（午後2時23分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、お諮りいたします。

陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備について、に関し、陳情者に意見陳述の機会を供与するために、平成29年10月

11日に開催される本委員会に当該陳情者を参考人として招致することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手少数と認め、当該陳情者を参考人として招致しないことに決しました。それでは、提出者に対して、その旨、事務局を通じ連絡いたします。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、経済企業委員会を散会いたします。

(午後2時24分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年10月6日

経済企業委員会

委員長